

別 表

## ○建設リサイクル法に関する一斉パトロールの実施報告

(件数)

		令和7年1月	令和7年6月	令和7年10月
確認を行った現場数	建築物の解体工事	607	598	571
	建築物の新築工事	15	7	17
	建築物の修繕・模様替等工事	6	2	1
	土木工事等	0	2	0
	パトロール現場数合計	628	609	589
当該月の対象建設工事届出件数 (届出件数に対するパトロール件数の割合)	2,610 (24%)	2,589 (24%)	2,695 (22%)	
確認を行った現場のうち、無届出工事の現場数	建築物の解体工事のうち無届出工事	0	0	0
	建築物の新築工事のうち無届出工事	0	0	1
	建築物の修繕・模様替等工事のうち無届出工事	0	0	0
	土木工事等のうち無届出工事	0	0	0
	無届出工事合計	0	0	1
法第14条に基づく助言※1	44	32	30	
法第14条に基づく勧告※1	0	0	0	
法第15条に基づく命令※2	0	0	0	
法第19条に基づく助言※3	0	0	0	
法第19条に基づく勧告※3	0	0	0	
法第20条に基づく命令※4	0	0	0	
法第42条第1項に基づく報告の徴収※5	1	0	4	
法第42条第2項に基づく報告の徴収※6	0	0	0	
法第43条第1項に基づく立入検査※7	90	124	141	
法に基づかない任意で行った聞き取り調査・指導など※8	85	104	111	
指導等を行った総数	220	260	286	
大気汚染防止法、環境確保条例等に基づく指導※9	114	117	146	
フロン排出抑制法の違反※10	0	0	0	
廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指導等※11	21	7	7	
パトロール延べ人数（人・時間）※12	553	679	720	

確認を行った建築物の解体工事のうち、建設リサイクル法対象規模未満は1件

※1：分別解体等の適正な実施を確保するために行うもの

※2：助言・勧告に従わないときには第15条に基づく命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。

※3：再資源化等の適正な実施を確保するために行うもの

※4：助言・勧告に従わないときには第20条に基づく命令を行う場合があり、これに従わない場合は告発の対象となる。

※5：分別解体等の実施の状況に關し報告を徴収するもの

※6：再資源化等の実施の状況に關し報告を徴収するもの

※7：分別解体、再資源化等の実施を確保するため立入検査するもの

(例)受注者の営業所等に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査する。

※8：助言・勧告の対象に至らない軽微な事項、公衆災害防止の観点や他法令違反の場合等に行うもの

※9：石綿含有建材の有無の事前調査結果等の掲示、記録の写しの備え置き、行政報告の不備等

※10：フロン排出抑制法の行程管理制度に基づく処理違反の場合等（東京都のみに立入権限有）

※11：産業廃棄物収集運搬業者における許可証の写しの携帯、産業廃棄物収集運搬車両の両側面の表示等義務違反

※12：パトロール延べ人数=人数×パトロール時間